

福県医発第2650号（地）

平成26年12月26日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（ 公 印 省 略 ）

児童福祉法の一部を改正する法律等に係る公示及び
関係通知等の送付について

先般、児童福祉法の一部が改正され、平成27年1月1日より施行されることにつきましては、平成26年7月1日付け福県医発第961号（地）（「児童福祉法の一部を改正する法律の公布について」）並びに平成27年10月23日付け福県医発第2019号（地）（「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定に伴う指定医療機関及び指定医制度について（周知依頼）」）にてご対応をお願いしているところですが、今般、別紙の通り、同法及び政省令に係る関係告示及び関係通知が公布・発出された旨、日本医師会より情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきまして、ご了解いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

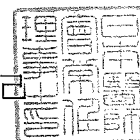
地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

平成26年12月22日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

石川 広己



児童福祉法の一部を改正する法律等に係る告示及び関係通知等の送付について

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）及び同法施行令の一部を改正する政令（政令第357号）並びに同法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第122号）が平成27年1月1日より施行されることに伴い、今般、同法及び同政省令に係る関係告示及び関係通知が公布・発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般の告示・通知に含まれる主な内容は、これまで事前に情報提供させていただいたもののほか、下記のとおりであり、詳細につきましては資料をご確認いただきたくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 告示（厚生労働省告示第462～466、471号）

（主な内容）

- ・小児慢性特定疾病指定医の要件に係る認定機関及び資格（厚生労働省告示第465号）
- ・指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（厚生労働省告示第466号）

2. 関係通知

（1）指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

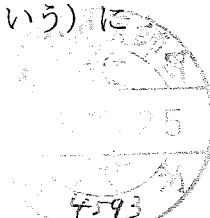
（平26.12.11 雇児母発1211第1号）

○別紙「指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領」

（主な内容）

- ・指定医療機関の審査（確認）事項（第2の1（1）、（2））
- ・指定申請に係る様式等（別紙様式1－（1）～5－（2））

平成27年1月1日以降、指定難病の患者が医療費助成を受けるためには、都道府県知事が指定した「指定医療機関」を受診する必要があることから、本年中に所在地の都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長（以下、都道府県知事等という）に



対し別紙様式 1 - (1) 等を用いて指定申請を行う必要がある。

(2) 小児慢性特定疾病指定医の指定について (平 26.12.11 雇児母発 1211 第 2 号)

○別紙「児童福祉法第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領」
(主な内容)

・小児慢性特定疾病指定医の研修内容に含むべき事項 (第 2 の 4)

- ①小児慢性特定疾病の医療費助成制度、小児慢性特定疾病児童等のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ②小慢指定医等の職務等を理解する内容とする。
- ③医療費助成制度における対象疾病とその状態の程度、診断基準、医療意見書等について理解する内容とする。
- ④小慢指定医が行うべき実務について知識を深め、実際に診断基準等に沿って適切に医療意見書に記入することなどを行う内容とする。
- ⑤必要な検査の実施や、診断が困難で、医療意見書を十分に記載できない場合に、適切な他の小慢指定医を紹介できるよう、小児慢性特定疾病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。
- ⑥小児慢性特定疾病として代表的な疾病の概要や診断基準、医療意見書、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
- ⑦指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。

・指定医番号の付与に係る事項 (第 4 の 1 (2))

以下を指定通知書に記載することとされた。

別表 2 の都道府県番号 (2 桁)		指定医区分 (2 桁)		都道府県 等別番号 (1 桁)	各都道府県等が定める任意の番号 (5 桁)				

・その他、各種届出申請に係る様式等 (様式 1 号～第 6 号)

平成 27 年 1 月 1 日以降、新規認定及び更新認定の際に必要な診断書 (医療意見書) の作成は「小児慢性特定疾病指定医」が行うこととされているため、本年中に勤務地の都道府県知事等 (都道府県等の異なる複数の医療機関に勤務する場合は、それぞれの都道府県知事等) に対し様式 1 号等を用いて指定申請を行う必要がある。

(3) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定について (平 26.12.3 雇児発 1203 第 2 号)

○小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要項

(主な内容)

・支給認定の申請手続き等 (第 6)

- ・支給認定の更新手続き等（第10）
- ・小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）（別紙様式第1号）
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証（別紙様式第4号）
- ・小児慢性特定疾病医療費 自己負担上限額管理票（別紙様式第6号）
- ・小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究利用についての同意書（別紙様式第7号）

《添付資料一覧》

[平成26年12月11日付け告示]

1. 厚生労働大臣が定める者（厚生労働省告示第462号）
2. 児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（厚生労働省告示第463号）
3. 児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針（厚生労働省告示第464号）
4. 児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（厚生労働省告示第465号）
5. 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（厚生労働省告示第466号）
6. 児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第471号）

[平成26年12月11日付け通知]

1. 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について（平26.12.11 雇児母発1211第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長）
2. 小児慢性特定疾病指定医の指定について（平26.12.11 雇児母発1211第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長）

[平成26年12月3日付け通知]

1. 小児慢性特定疾病医療費の支給認定について（平26.12.3 雇児発1203第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

○厚生労働省告示第四百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第二号の規定に基づき、児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額

児童福祉法（以下「法」という。）第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者（同条第三項第七号に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の医療費支給認定保護者 食事療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。）の二分の一の額

二 次のイからニまでに掲げる医療費支給認定保護者（ただし、イに掲げる者にあつては、平成二十九年十二月三十一日までの間に限る。） 零

イ 医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）

が、児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という。

）の施行の日の前日において改正法による改正前の法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であつて、改正法の施行の日から継続して受けている医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ハ 被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である医療費支給認定保護者

ニ 要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、かつ、前号に定める食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態になる医療費支給認定保護者

○厚生労働省告示第四百六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第三項及び第十九条の十二第二項の規定に基づき、児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針

児童福祉法（以下「法」という。）第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）が指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。）を受けるため、指定小児慢性特定疾病医療機関（法第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。）に移送された場合において、当該移送に係る費用につき都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市にあ

つては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市）が必要と認めて支給する小児慢性特定疾病医療費の額の算定方法は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十七条第一項の規定による移送費の算定方法の例による。

○厚生労働省告示第四百六十五号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の十第一項第一号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。

認定機関		専門医の資格
日本内科学会		総合内科専門医
日本小児科学会		小児科専門医
日本皮膚科学会		皮膚科専門医
日本精神神経学会		精神科専門医
日本外科学会		外科専門医

日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医

日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
日本胸部外科学会	
日本心臓血管外科学会	
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本血管外科学会	

日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医

日本集中治療医学会

集中治療専門医

○厚生労働省告示第四百六十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十一の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程

（指定小児慢性特定疾病医療機関の義務）

第一条 指定小児慢性特定疾病医療機関（児童福祉法（以下「法」という。）第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による小児慢性特定疾病医療支援（同項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）を担当しなければならない。

（診療の拒否の禁止）

第二条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援を受ける小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

（診療開始時の注意）

第三条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、医療費支給認定保護者（法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）から同項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という。）を提示して小児慢性特定疾病児童等の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第四条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、小児慢性特定疾病児童等が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療をするよう努めなければならない。

（援助）

第五条 指定小児慢性特定疾病医療機関が医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。）を延長する必要があると認めたとき、又は小児慢性特定疾病児童等に対し移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めたときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第六条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、その診療中の小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認

定保護者及び当該者に対し医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。）を行った都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市にあつては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市。以下同じ。）から、小児慢性特定疾病医療支援につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

（診療録）

第七条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病児童等に関する診療録に健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

（帳簿）

第八条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

（通知）

第九条 指定小児慢性特定疾病医療機関が小児慢性特定疾病児童等について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した都道府県に

通知しなければならない。

一 小児慢性特定疾病児童等が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。

二 小児慢性特定疾病児童等が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

（指定訪問看護事業者に関する特例）

第十条 指定小児慢性特定疾病医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、第五条の規定は適用せず、第七条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護に関する諸記録」と読み替えて適用する。

（薬局に関する特例）

第十一条 指定小児慢性特定疾病医療機関である薬局にあつては、第五条の規定は適用せず、第七条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。

○厚生労働省告示第四百七十一号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十二条第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法施行令第四十二条の規定により同条第三号に掲げる額について各年度において国庫が負担する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に二分の一を乗じた額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。次号において「法」という。）第十九条の二十二第一項及び第二項の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（次号において「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」という。）の実施に必要なと認められる額

二 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市にあっては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置

市）が小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に必要と認める経費のうち国庫の負担の対象となる経費の額（その費用のための収入があると見込まれるときは、その見込まれる収入の額を控除した額）

雇児母発 1211 第 1 号
平成 26 年 12 月 11 日

都道府県
各 指定都市 衛生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
（公 印 省 略）

指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号。）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について、別紙のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領を作成したので、小児慢性特定疾病児童等に対して提供される医療の質の確保、指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれても、これを参考としつつ遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定の申請

- (1) 法第 19 条の 9 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 7 条の 29 項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式 1 とし、医療機関（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）の所在地の都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）へ提出させること。
- (2) 都道府県知事等は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式 4 により速やかに申請者へ通知すること。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。ただし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。

2 変更の届出

- (1) 指定医療機関が、その名称及び所在地その他規則第 7 条の 34 に定める事項に変更を生じた場合は、当該指定医療機関に対し、法第 19 条の 14 及び規則第 7 条の 35 の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出」という。）を別紙様式 2 により当該指定医療機関の所在地の都道府県知事等に提出させること。
- (2) 都道府県知事等は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には質問や指導を行うこと。

3 指定の更新

- (1) 法第 19 条の 10 の規定に基づき指定医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの指定医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、別紙様式 3 とし、当該指定医療機関の所在地の都道府県知事等に提出させること。
- (2) 都道府県知事等は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式 5 により速やかに更新申請者へ通知すること。

4 その他

- (1) 都道府県知事等は、指定医療機関に対して、法第 19 条の 11 の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号。以下「療担規程」という。）に定めるところにより良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないように指導を行うこと。特に有効期間の満了を迎える指定医療機関に対しては、その旨を連絡し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組むこと。
- (2) 都道府県知事等は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第 19

条の 19 の規定に基づき公示し、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の対象となっている小児慢性特定疾病児童等、その保護者及びその他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知すること。

- (3) 都道府県知事等は、指定医療機関が、規則第 7 条の 36 に基づき、①当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、②医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けたとき、のいずれかに該当する場合は、速やかに都道府県知事等に届け出（任意様式）させること。

第 2 審査（確認）

- 1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- (1) 療担規程に基づき、懇切丁寧な小児慢性特定疾病医療が行える医療機関又は事業所であること。
- (2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。
- (3) 薬局にあつては、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険薬局であること。
- (4) 訪問看護ステーションにあつては、健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者が行う事業所であること。

- 2 次に掲げる事項に該当していないかを審査（確認）するものとする。

- (1) 申請者について、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。
- (2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、次の①～⑪に掲げるものである。

- ①医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- ②歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- ③保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- ④医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- ⑤身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 213 号）
- ⑦生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
- ⑧社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ⑨医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- ⑩薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- ⑪老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

- ⑫社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- ⑬介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ⑭児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）
- ⑮児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
- ⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ⑰就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- ⑱障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- ⑲子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ⑳再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- ㉑難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

（3）申請者について、「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は失効を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの」とは、次の①～③に掲げるものである。

- ①労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- ②最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定
- ③賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定

（4）申請者について、「法第 19 条の 18 の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令

で定めるものに該当する場合を除く。

「指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」とは、具体的には、厚生労働大臣又は都道府県知事等が法第 19 条の 16 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

(5) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日（（7）において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 20 条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

(6) 申請者について、「法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事等が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。

(7) (5) に規定する期間内に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者について、「通知日前 60 日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

(8) 申請者について、「指定医療機関の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」の該当の有無。

(9) 申請者について、「法人で、その役員等のうちに（1）から（8）までのいずれかに該当する者のあるものであるとき」の該当の有無。

(10) 申請者について、「法人でない者で、その管理者が（1）から（8）までのいずれかに該当する者であるとき」の該当の有無。

3 都道府県知事等は、第 1 の 1 の申請があった場合において、次の（1）～（4）に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

- (1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。
「厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」は、訪問看護ステーションとする。
- (2) 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて法第 19 条の 13 の規定による指導又は法第 19 条の 17 第 1 項の規定による勧告を受けたものであるとき。
- (3) 申請者が、法第 19 条の 17 第 3 項の規定による命令に従わないものであるとき。
- (4) (1) ～ (3) に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

別紙様式 1 - (1)

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (病院・診療所)

保険医療機関	名称	
	所在地	
	医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
標榜している診療科名		
上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開 設 者 氏名又は名称 印 ○ ○ ○ ○ 殿		

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

(誓約項目)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、

第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第10号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (薬局)

保険薬局	名称	
	所在地	
	医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者
氏名又は名称

印

〇 〇 〇 〇 殿

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

(誓約項目)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。)

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、

第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第10号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

別紙様式 1- (3)

指定小兒慢性特定疾病医療機関 指定申請書（指定訪問看護事業者）

訪問看護ステーション	名称		
	所在地		
	医療機関コード		
指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の 所 在 地		
	代 表 者	住 所	
		氏 名	

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

氏名又は名称
代 表 者

印

○ ○ ○ ○ 殿

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

(誓約項目)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、

第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第10号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (病院・診療所)

保険医療機関	名称	「	
	所在地	「	
	医療機関 コード	「	
開設者	住所	「	
	氏名又は 名称	「	
標榜している診療科名		「	
役員の氏名又は職名		「	(別紙1)

上記のとおり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

開設者
氏名又は名称

印

〇 〇 〇 〇 殿

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

別紙様式 2 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (薬局)

保険医療機関	名称	┐	
	所在地	┐	
	医療機関 コード	┐	
開設者	住所	┐	
	氏名又は 名称	┐	
役員の氏名又は職名		┐	(別紙 1)
上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。 年 月 日 開設者 氏名又は名称 印 〇 〇 〇 〇 殿			

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

別紙様式 2.一(3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書（指定訪問看護事業者）

訪問看護ステーション	名称		「	
	所在地		「	
	医療機関コード		「	
指定訪問看護事業者	名 称		「	
	主たる事務所の 所 在 地		「	
	代 表 者	住 所	「	
		氏 名	「	
	役員の氏名 又は職名		「	(別紙1)

上記のとおり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

氏名又は名称
代 表 者 印

〇 〇 〇 〇 殿

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

別紙様式 3 ー (1)

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書 (病院・診療所)

保険医療機関	名称	「	
	所在地	「	
	医療機関 コード	「	
開設者	住所	「	
	氏名又は 名称	「	
標榜している診療科名		「	
役員の氏名又は職名		「	(別紙 1)
上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開 設 者 氏名又は名称 印 ○ ○ ○ ○ 殿			

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

(誓約項目)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、

第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第10号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

別紙様式 3 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更申請書 (薬局)

保険医療機関	名称	「	
	所在地	「	
	医療機関 コード	「	
開設者	住所	「	
	氏名又は 名称	「	
役員の氏名又は職名		「	(別紙 1)
上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開設者 氏名又は名称 印 ○ ○ ○ ○ 殿			

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

(誓約項目)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第5号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第10号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

別紙様式 3 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (指定訪問看護事業者)

訪問看護ステーション	名称		「	
	所在地		「	
	医療機関コード		「	
指定訪問看護事業者	名 称		「	
	主たる事務所の 所 在 地		「	
	代 表 者	住 所	「	
		氏 名	「	
	役員の氏名 又は職名		「	(別紙 1)

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。
また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

氏名又は名称
代 表 者 印

○ ○ ○ ○ 殿

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

(誓約項目)

児童福祉法第19条の9第2項に該当しないことを誓約すること。

1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第4号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第5号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

第5号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、

第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第10号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

[illegible]

別紙様式 4 - (1)
(指定医療機関の指定)

番 号
年 月 日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者 殿

〇〇〇都道府県知事 印
〇 〇 〇 市 長 印

児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定により、 年 月 日をもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第 19 条の 14 及び法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 2 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

(裏面)

※ 医療機関が、以下に掲げる規定に基づき処分を受けた場合は、指定医療機関の指定を受けた知事又は市長に対して届け出る必要があります。

○医療法第 24 条、第 28 条、第 29 条

○健康保険法第 95 条

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項、第 75 条第 1 項

別紙様式 4 - (2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

番 号
年 月 日

医 療 機 関 の 開 設 者
指定訪問看護事業者 殿

〇〇〇都道府県知事 印
〇 〇 〇 市 長 印

児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に〇〇〇〇都道府県知事（又は〇〇〇〇市長）に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、〇〇〇〇都道府県（又は〇〇〇〇市）を被告として（訴訟において都道府県（又は市）を代表する者は都道府県知事（又は市長）となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙様式 5 - (1)
(指定医療機関の更新)

番 号
年 月 日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者 殿

〇〇〇都道府県知事 印
〇 〇 〇 市長 印

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新について

標記に関し、 年 月 日付けの更新の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 10 第 1 項の規定により、 年 月 日付けをもって指定医療機関の指定を更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第 19 条の 14 及び法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

別紙様式 5 - (2)

(指定医療機関の指定を更新しないこととした場合)

番 号
年 月 日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者 殿

〇〇〇都道府県知事 印
〇 〇 〇 市長 印

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の更新について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に〇〇〇〇都道府県知事等に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、〇〇〇〇都道府県等を被告として（訴訟において都道府県等を代表する者は都道府県知事等となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

雇児母発 1211 第 2 号

平成 26 年 12 月 11 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病指定医の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の定める医師）の指定に係る手続きについて、別紙のとおり事務取扱要領を作成したので、これを参考として、小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の適正な支給認定及び指定医の指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれては当該指定事務につき遺漏なきよう努めるとともに、医師等の関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第1項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。）の交付を適正に行うため、同項に規定する指定医（以下「小慢指定医」という。）の指定については、法及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

第1 小慢指定医の職務等

- 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とすること。【規則第7条の13第1項】
- 2 小慢指定医は、法第21条の4第1項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。【規則第7条の13第2項】

第2 小慢指定医の要件

- 1 小慢指定医の要件は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する医師であって、次のいずれかに該当、かつ、第1の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者としてすること。
 - ① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。【規則第7条の10第1項第1号】
 - ② 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。【規則第7条の10第1項第2号】

- 2 1の「実務経験」の詳細については、以下のとおりとすること。
- (1) 実務経験とは、医療機関等において行った患者の診断又は治療（小児慢性特定疾病に係る診断や治療に限らない。）をいうこと。
 - (2) 実務経験の期間については、以下のとおりとすること。
 - ① 主として患者の診断又は治療を行っていた期間を対象とするものとし、診断又は治療を全く行っていない期間を除くこと。
 - ② 1のとおり、臨床研修を受けている期間を含むこと。
 - ③ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療を行った期間など、患者の診断又は治療に係る業務等に従事した期間については、これを含むこと。

- 3 1の「職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる」の判断については、小慢指定医の指定の申請時に提出される申請者の経歴書（様式2号）の記載内容等を参考に判断すれば足りること。

なお、実務経験及び1の①又は②の要件を満たしていれば小慢指定医の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると判断して差し支えないこと。

- 4 1の「小慢指定医育成研修」については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、実際には、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）を実施主体とし、必要に応じて小児慢性特定疾病に係る専門的な知見の提供等を可能とする都道府県医師会等に研修の実施を委託することができるものとする。

また、本研修については、受講者が小慢指定医の役割を十分に果たせるように次の①～⑦までに掲げる内容を盛り込んだものとする。

なお、⑦については、小慢指定医は、法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関においてその職務に従事することが多いと考えられることから、研修に盛り込むものである。

- ① 小児慢性特定疾病の医療費助成制度、小児慢性特定疾病児童等のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ② 小慢指定医等の職務等を理解する内容とする。
- ③ 医療費助成制度における対象疾病とその状態の程度、診断基準、医療意見書等について理解する内容とする。
- ④ 小慢指定医が行うべき実務について知識を深め、実際に診断基準等に沿って適切に医療意見書に記入することなどを行う内容とする。

- ⑤ 必要な検査の実施や、診断が困難で、医療意見書を十分に記載できない場合に、適切な他の小慢指定医を紹介できるよう、小児慢性特定疾病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。
- ⑥ 小児慢性特定疾病として代表的な疾病の概要や診断基準、医療意見書、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
- ⑦ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

- (1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」（様式1号）に、次の①～④に掲げる書類を添付して、勤務地（当該医師が小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）の都道府県知事等に提出すること。ただし、①～④に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を求めなくてもよいこと。【規則第7条の11】

また、複数の医療機関に勤務する場合であってその勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事等に提出が必要であること。

なお、指定申請書には、医療意見書を作成することが想定される医療機関については、すべて記載すること。

- ① 診断又は治療に5年以上従事したことを証する「経歴書」（様式2号）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し
- ④ ②又は③の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

2 留意事項

- (1) 指定申請書に記載された個人情報については、小慢指定医の指定や規則第7条の17に規定する公表など、小慢指定医制度の運用のためにのみ利用することとし、個人情報保護に十分に留意すること。
- (2) 小慢指定医育成研修の修了後は、速やかに小慢指定医の指定申請を行

うことが望ましいため、研修の機会等を活用して早期申請を促すこと。

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

- (1) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表すること。【規則第7条の17第1号】

- ① 医師氏名
- ② 診療に従事する医療機関の名称及び所在地
- ③ 診療に従事する医療機関において担当する診療科名
- ④ 指定年月日及び指定有効期間

- (2) 指定通知書の記載事項については、以下の①～③のとおりとすること。

- ① 指定通知書に、次のとおり、別表2の都道府県番号2桁、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する小慢指定医：01、研修を修了した小慢指定医：02）、都道府県等別番号と各都道府県等が定める任意の番号を組み合わせる6桁を指定医番号として記載することとし、小慢指定医が患者の医療意見書を作成する際に、当該指定医番号を当該医療意見書に記載することにより、当該医療意見書が小慢指定医により作成されていることを確認できるようにすること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2桁

2桁

1桁

5桁

別表2の都道府県番号

指定医区分

都道府県等別番号

各都道府県等が定める任意の番号

- ② 小慢指定医の指定の有効期間は、5年以内とすること。【規則第7条の12】

- ③ 2の経過的特例による小慢指定医の指定を行う場合には、指定通知書に、平成29年3月31日までの間に小慢指定医育成研修を修了することが必要であり、当該研修を修了しなかった場合には、平成29年4月1日以降はその効力を失うこと及び当該研修の修了後は速やかにその旨を都道府県知事等に届け出ることについて記載すること。

- (3) 各都道府県等において、指定をした指定医の名簿等を作成し管理すること。

- (4) 小慢指定医の指定を受けた医師は、自らの責任のもと指定通知書を管理するものとし、当該指定通知書の有効期間についても十分注意するものとする。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、小慢指定医として行った医療意見書の作成等の行為は取り消し得るものとなること。

- (5) 小慢指定医が指定通知書を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは当該指定通知書を添付）を都道府県知事等に届け出るものとする
こと。

2 小慢指定医の指定の特例（経過的特例）

都道府県知事等は、平成29年3月31日までの間に限り、第2の1の①又は②に掲げる要件を満たしていない医師であっても、その申請に基づき、平成27年1月1日において診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、これまでに小児慢性特定疾患治療研究事業に係る診断書の作成や治療を行った実績があるなどの経験を有する者を小慢指定医に指定することができることとする。

ただし、当該小慢指定医であることを保持し続けるためには、平成29年3月31日までに小慢指定医育成研修を修了しなければならないものとし、当該研修を平成29年3月31日までに修了しなかった場合には、当該小慢指定医の指定については、平成29年4月1日以降その効力を失うことになること。【児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第122号）附則第2条】

3 小慢指定医の指定の申請の却下

- (1) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第7条の10に規定する要件（第2の1に掲げる要件）を満たしていない場合には、当該医師を小慢指定医として指定しないこと。

また、都道府県知事等は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、実務経験を有し、規則第7条の10第1項各号に掲げる要件（第2の1①又は②）を満たしている場合であっても、不適切な診断書を作成したことがあるなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、小慢指定医の指定をしないことができること。

- (2) 都道府県知事等は、規則第7条の10第2項の規定により小慢指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他小慢指定医として著しく不適当と認められる者については、小慢指定医の指定をしないことができること。

- (3) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を申請を行った医師に交付すること。

第5 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

- (1) 小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「小児慢性特定指定医変更届出書」(様式4号)に指定通知書を添えて、その指定をした都道府県知事等に届け出るものとする。【規則第7条の14】

指定変更届出書による届出を受けた都道府県知事等は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付すること。

①氏名

②居住地

③連絡先

④医籍の登録番号及び登録年月日

⑤担当する診療科名

⑥医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

- (2) 都道府県知事等は、(1)の変更の届出があったときには、必要に応じて、その旨を公表すること。

ただし、当該届出をした小慢指定医が診療に従事しているとして公表している医療機関に係る変更の場合は必ず公表すること。【規則第7条の17第2号】

第6 小慢指定医の指定の更新

- 1 小慢指定医は、その指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「小児慢性特定疾病指定医更新申請書」(様式5号)により、更新の申請を行うこと。
- 2 都道府県知事等は、申請者より指定医更新申請書の提出があった場合には、第4の1及び3に準じて、「小児慢性特定疾病指定医指定通知書(新規・更新)」(様式3号)又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付すること。
- 3 第2の1の①の要件(専門医要件)で小慢指定医の指定を受けた医師については、その指定の更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該小慢指定医が作成した医療意見書の実績等にかんがみ、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、小慢指定医の指定の更新をしてよいこと。

第7 小慢指定医の指定の辞退等

- 1 小慢指定医は、その指定を辞退するときは、指定を受けた都道府県知事等に、「辞退届」（様式7号）により届け出ること。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設ける必要があること。【規則第7条の15】
- 2 1により、辞退の届出があったときは、都道府県知事等は、その旨を公表すること。【規則第7条の17第3号】

第8 小慢指定医の指定の取消し等

- 1 小慢指定医が医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小慢指定医として著しく不適当と認められるときは、都道府県知事等は、その指定を取り消すことができること。【規則第7条の16】
なお、小慢指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、医療意見書の作成を行うこともできないと想定されるが、「その他小慢指定医として著しく不適当と認められるとき」に該当するものとして取り扱ってよいこと。
- 2 小慢指定医は、指定を取り消されたときは、速やかに指定通知書を都道府県知事等に返納するものとする。
- 3 都道府県知事等は、1により、小慢指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表すること。【第7条の17第4号】
- 4 都道府県知事等は、指定の取消しを行う前にあらかじめ、医療意見書の作成に係る診断等が適切に行われているかについて確認を行い、必要に応じて小慢指定医育成研修を改めて受講させるなど十分な指導等を行うこと。

第9 その他

本事務取扱要領に係る各種様式の例は別紙様式のとおりとするが、これは参考様式とすること。

別表 1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医

別表 2

都 道 府 県 番 号

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01	石川	17	岡山	33
青森	02	福井	18	広島	34
岩手	03	山梨	19	山口	35
宮城	04	長野	20	徳島	36
秋田	05	岐阜	21	香川	37
山形	06	静岡	22	愛媛	38
福島	07	愛知	23	高知	39
茨城	08	三重	24	福岡	40
栃木	09	滋賀	25	佐賀	41
群馬	10	京都	26	長崎	42
埼玉	11	大阪	27	熊本	43
千葉	12	兵庫	28	大分	44
東京	13	奈良	29	宮崎	45
神奈川	14	和歌山	30	鹿児島	46
新潟	15	鳥取	31	沖縄	47
富山	16	島根	32		

(参考)

都道府県番号 (2桁)	指定区分 (2桁)	管理番号 (6桁)
1 ~ 4 7	01 専門医 02 研修	最初1桁 都道府県～中核市区別 後5桁 管理用番号1～99999

自治体名	都道府県 番号	指定区分	管理番号
北海道	01	01 or 02	1 00001～99999
札幌市	01	01 or 02	2 00001～99999
旭川市	01	01 or 02	3 00001～99999
函館市	01	01 or 02	4 00001～99999
青森県	02	01 or 02	1 00001～99999
青森市	02	01 or 02	2 00001～99999
岩手県	03	01 or 02	1 00001～99999
盛岡市	03	01 or 02	2 00001～99999
宮城県	04	01 or 02	1 00001～99999
仙台市	04	01 or 02	2 00001～99999
秋田県	05	01 or 02	1 00001～99999
秋田市	05	01 or 02	2 00001～99999
山形県	06	01 or 02	1 00001～99999
福島県	07	01 or 02	1 00001～99999
郡山市	07	01 or 02	2 00001～99999
いわき市	07	01 or 02	3 00001～99999
茨城県	08	01 or 02	1 00001～99999
栃木県	09	01 or 02	1 00001～99999
宇都宮市	09	01 or 02	2 00001～99999
群馬県	10	01 or 02	1 00001～99999
前橋市	10	01 or 02	2 00001～99999
高崎市	10	01 or 02	3 00001～99999
埼玉県	11	01 or 02	1 00001～99999
さいたま市	11	01 or 02	2 00001～99999
川越市	11	01 or 02	3 00001～99999
越谷市	11	01 or 02	4 00001～99999
千葉県	12	01 or 02	1 00001～99999
千葉市	12	01 or 02	2 00001～99999

船橋市	12	01 or 02	3	00001~99999
柏市	12	01 or 02	4	00001~99999
東京都	13	01 or 02	1	00001~99999
八王子市	13	01 or 02	2	00001~99999
神奈川県	14	01 or 02	1	00001~99999
横浜市	14	01 or 02	2	00001~99999
川崎市	14	01 or 02	3	00001~99999
相模原市	14	01 or 02	4	00001~99999
横須賀市	14	01 or 02	5	00001~99999
新潟県	15	01 or 02	1	00001~99999
新潟市	15	01 or 02	2	00001~99999
富山県	16	01 or 02	1	00001~99999
富山市	16	01 or 02	2	00001~99999
石川県	17	01 or 02	1	00001~99999
金沢市	17	01 or 02	2	00001~99999
福井県	18	01 or 02	1	00001~99999
山梨県	19	01 or 02	1	00001~99999
長野県	20	01 or 02	1	00001~99999
長野市	20	01 or 02	2	00001~99999
岐阜県	21	01 or 02	1	00001~99999
岐阜市	21	01 or 02	2	00001~99999
静岡県	22	01 or 02	1	00001~99999
静岡市	22	01 or 02	2	00001~99999
浜松市	22	01 or 02	3	00001~99999
愛知県	23	01 or 02	1	00001~99999
名古屋市	23	01 or 02	2	00001~99999
豊田市	23	01 or 02	3	00001~99999
豊橋市	23	01 or 02	4	00001~99999
岡崎市	23	01 or 02	5	00001~99999
三重県	24	01 or 02	1	00001~99999
滋賀県	25	01 or 02	1	00001~99999
大津市	25	01 or 02	2	00001~99999
京都府	26	01 or 02	1	00001~99999
京都市	26	01 or 02	2	00001~99999
大阪府	27	01 or 02	1	00001~99999

大阪市	27	01 or 02	2	00001~99999
堺市	27	01 or 02	3	00001~99999
高槻市	27	01 or 02	4	00001~99999
東大阪市	27	01 or 02	5	00001~99999
豊中市	27	01 or 02	6	00001~99999
枚方市	27	01 or 02	7	00001~99999
兵庫県	28	01 or 02	1	00001~99999
神戸市	28	01 or 02	2	00001~99999
姫路市	28	01 or 02	3	00001~99999
西宮市	28	01 or 02	4	00001~99999
尼崎市	28	01 or 02	5	00001~99999
奈良県	29	01 or 02	1	00001~99999
奈良市	29	01 or 02	2	00001~99999
和歌山県	30	01 or 02	1	00001~99999
和歌山市	30	01 or 02	2	00001~99999
鳥取県	31	01 or 02	1	00001~99999
島根県	32	01 or 02	1	00001~99999
岡山県	33	01 or 02	1	00001~99999
岡山市	33	01 or 02	2	00001~99999
倉敷市	33	01 or 02	3	00001~99999
広島県	34	01 or 02	1	00001~99999
広島市	34	01 or 02	2	00001~99999
福山市	34	01 or 02	3	00001~99999
山口県	35	01 or 02	1	00001~99999
下関市	35	01 or 02	2	00001~99999
徳島県	36	01 or 02	1	00001~99999
香川県	37	01 or 02	1	00001~99999
高松市	37	01 or 02	2	00001~99999
愛媛県	38	01 or 02	1	00001~99999
松山市	38	01 or 02	2	00001~99999
高知県	39	01 or 02	1	00001~99999
高知市	39	01 or 02	2	00001~99999
福岡県	40	01 or 02	1	00001~99999
北九州市	40	01 or 02	2	00001~99999
福岡市	40	01 or 02	3	00001~99999

久留米市	40	01 or 02	4	00001～99999
佐賀県	41	01 or 02	1	00001～99999
長崎県	42	01 or 02	1	00001～99999
長崎市	42	01 or 02	2	00001～99999
熊本県	43	01 or 02	1	00001～99999
熊本市	43	01 or 02	2	00001～99999
大分県	44	01 or 02	1	00001～99999
大分市	44	01 or 02	2	00001～99999
宮崎県	45	01 or 02	1	00001～99999
宮崎市	45	01 or 02	2	00001～99999
鹿児島県	46	01 or 02	1	00001～99999
鹿児島市	46	01 or 02	2	00001～99999
沖縄県	47	01 or 02	1	00001～99999
那覇市	47	01 or 02	2	00001～99999

様式1号

小児慢性特定疾病指定医 指定申請書

平成 年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

氏 名 印

〒
住 所

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の11の規定に基づき申請します。

生 年 月 日	大 正 年 月 日 昭 和 平 成	性 別	男 ・ 女
医籍登録番号		医 籍 日 登録年月	大 正 年 月 日 昭 和 平 成
い① ず又 れは か② をの 記載	① 専門医の 名 称	専門医の 認定機関	専門医の 有効期間
	② 研 修 の 名 称	研 修 了 日	平成 年 月 日迄
※上記の①又は②の欄は、専門医要件で申請を希望する場合には①を記載、研修修了要件で申請を希望する場合には②を記載してください。			
主 たる 勤務先 医 療 機 関 (※)	医 療 機 関 名		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
	担 当 す る 診 療 科		

※小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関について記載してください。

添付書類

- 1. 経歴書（様式2号）
- 2. 医師免許証の写し
- 3. 専門医に認定されていることを証明する書面の写し又は指定医育成研修の修了を証明する書面の写し

（裏面に続く）

(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。(申請先の都道府県、指定都市又は中核市に所在する医療機関に限る。)

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

経 歴 書

※5年以上の診断又は治療に従事した経験（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴を記載する必要はありません。

平成 年 月 日現在

フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名	印	男 ・ 女	大 正 昭和 平成 年 月 日
診断又は治療に従事した期間	従事した診療科	従 事 し た 医 療 ・ 機 関 名	
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
合 計 期 間		計 年 か月	

番 号
平成 年 月 日小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 指 定 通 知 書
(新 規 ・ 更 新)

殿

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長
〇〇 〇〇 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの申請に基づき指定しましたので通知します。

氏 名		指定医番号		
医 籍 登録番号		医 籍 登録年月日	大 正 昭 和 平 成	年 月 日
医療意見書を作成 する主たる 勤務先の 医療機関名		担 当 す る 診 療 科		
医 療 機 関 の 所 在 地				
指定有効期間				

(備考)

1. 指定から5年ごとに更新申請が必要となります。
2. 上記の記載事項及び連絡先（住所及び電話番号）に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。
3. 経過的特例により指定医の指定を受けた場合には、平成29年3月31日までの間に指定医育成研修を修了することが必要です。当該研修を受けなかった場合には、平成29年4月1日以降はその効力を失うことになります。
また、指定医育成研修を修了した旨を速やかに届け出てください。

様式4号

小児慢性特定疾病指定医変更届出書

平成 年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

指定医番号

氏 名 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について、以下の事項について変更があったため児童福祉法施行規則第7条の14に基づき届け出ます。

変更のある事項にチェックし、 変更後の内容を記載	☐	氏 名		
	☐	連 絡 先	〒 (電話番号)	
	☐	医籍登録番号		
	☐	医籍登録年月日	平成 年 月 日	
	☐	主 勤 医 た 務 療 る 先 機 関	医療機関名	
			所 在 地	〒
			電 話 番 号	
			担 当 す る 診 療 科	

上記の変更のあった年月日 年 月 日

(備考)

1. 変更のない事項については記載不要。
2. 医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付
(裏面に続く)

(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関がに変更があれば記載してください。(申請先の都道府県、指定都市又は中核市に所在する医療機関に限る。)

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

小児慢性特定疾病指定医更新申請書

平成 年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

指定医番号

氏 名 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について更新したいので、児童福祉法施行規則第7条の12の規定に基づき申請します。

変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	☐	氏 名		
	☐	連 絡 先	〒	
	☐	医籍登録番号		
	☐	医籍登録年月日	平成 年 月 日	
	☐	主 勤 医 た 務 療 先 機 関 の 関	医療機関名	
			所 在 地	〒
			電 話 番 号	
担 当 す る 診 療 科				

添付書類

1. 小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写し

(裏面に続く)

(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関がに変更があれば記載してください。(申請先の都道府県、指定都市又は中核市に所在する医療機関に限る。)

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

様式 6 号

辞 退 届

平成 年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

指定医番号

氏 名 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について、
児童福祉法施行規則第7条の15の規定に基づき指定を辞退します。

辞 退 理 由	
---------	--

雇児発 1203 第 2 号

平成 26 年 12 月 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病医療費の支給認定について

小児慢性特定疾患対策については、平成 17 年 2 月 21 日雇児発 0221001 号雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」により実施してきたところ、難病対策の在り方の見直しに併せ、今日的視点で、改めて小児慢性特定疾患対策の在り方を見直し、公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築等を内容とする「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第 186 回国会に提出していたところであるが、同法案については、平成 26 年 5 月 23 日に成立し、同月 30 日に公布された。

この法律による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく小児慢性特定疾病対策の一つである小児慢性特定疾病医療費の支給については、平成 27 年 1 月 1 日から施行されるところであるが、本事業を適切に運営していただく観点から、別紙のとおり「小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱」を作成し、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内の市区町村及び関係者に対する周知方につき配慮をお願いするとともに、医療費支給認定の円滑かつ適切な実施を期せられたい。

本通知の施行に伴い、平成 17 年 2 月 21 日雇児発 0221001 号雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 3 第 3 項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令及び関係通知によるほか、本実施要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図られたい。

第 1 定義

本実施要綱において次に掲げる用語の定義は、次の 1～15 に定めるところによる。

- 1 「小児慢性特定疾病医療支援」とは、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する医療をいう。
- 2 「小慢児童等」とは、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている児童等であつて、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 1 条に規定するものをいう。（法第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等の略称）
- 3 「申請者」とは、支給認定の申請を行おうとする者又は行った小慢児童等の保護者（小慢児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小慢児童等を現に監護する者をいう。）をいう。
- 4 「受給者」とは、法第 19 条の 3 第 7 項に規定する医療費支給認定保護者をいう。
- 5 「支給認定世帯」とは、支給認定に係る小慢児童等及び令第 22 条第 1 項第 2 号イに規定する医療費支給認定基準世帯員で構成する世帯をいう。なお、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 7 条の 2 において医療費支給認定基準世帯員について具体的に規定している。
- 6 「按分世帯」とは、支給認定に係る小慢児童等及び令第 22 条第 2 項に規定する医療費算定対象世帯員で構成する世帯をいう。なお、規則第 7 条の 8 において医療費算定対象世帯員について具体的に規定している。
- 7 「指定医」とは、法第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医をいう。
- 8 「指定医療機関」とは、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。
- 9 「医療意見書」とは、法第 19 条の 3 第 1 項に規定する診断書をいう。
- 10 「既認定者」とは、平成 26 年 12 月 31 日時点で児童福祉法の一部を改正する法律

(平成 26 年法律第 47 号) による改正前の法第 21 条の 5 の規定に基づく事業 (以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。) に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であり、かつ、平成 27 年 1 月 1 日以後も引き続き受けている支給認定に係る小慢児童等をいう。

- 11 「重症患者 1」とは、平成 27 年 1 月 1 日以降、受給者が支給認定を受けた月から 12 か月以内に当該支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援につき医療費総額 (健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額) が 5 万円を超えた月が 6 回以上あった当該支給認定に係る小慢児童等 (令第 22 条第 1 項第 2 号ロに規定する「高額治療継続者」) 又は別表 1「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」に適合した支給認定に係る小慢児童等 (令第 22 条第 1 項第 2 号ロに規定する「療養負担過重患者」) をいう。
- 12 「重症患者 2」とは、既認定者に該当し、かつ、小児慢性特定疾患治療研究事業において重症患者の認定を受けていた (廃止された平成 17 年 2 月 21 日雇児発 0221001 号雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」の別表 2 の小児慢性特定疾患重症患者認定基準に適合していた) 支給認定に係る小慢児童等をいう。
- 13 「人工呼吸器等装着者」とは、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として、長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要性があり、日常生活動作が著しく制限されている支給認定に係る小慢児童等をいう。
- 14 「指定難病患者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) 第 7 条第 1 項に規定する支給認定を受けた指定難病 (同法第 5 条第 1 項に規定する指定難病をいう。) の患者をいう。
- 15 「受給者証」とは、法第 19 条の 3 第 7 項に規定する医療受給者証をいう。

第 2 目的

小慢児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

第 3 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市 (以下「都道府県等」とい

う。)とする。

第4 対象者（対象疾病及び対象年齢）

小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成の対象とする者は小慢児童等、すなわち、法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が、同条第2項の規定に基づき小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものであって、18歳未満の児童（18歳到達時点において指定小児慢性特定疾病医療支援（小児慢性特定疾病医療支援のうち、支給認定時に都道府県等により選定された指定医療機関から受ける医療であって、当該支給認定に係る小児慢性特定疾病に係るものをいう。以下同じ。）を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者を含む。）とする。

なお、平成27年1月1日時点で18歳に到達している者（20歳未満の者に限る。）については、平成26年12月31日時点で小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、平成27年1月1日以後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成の対象とする。

第5 小児慢性特定疾病医療支援

1 小児慢性特定疾病医療支援の範囲

小児慢性特定疾病医療支援は、小児慢性特定疾病及び当該小児慢性特定疾病に付随して発生する傷病に関する医療とする。

2 小児慢性特定疾病医療費の支給対象となる医療の内容

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

第6 支給認定の申請

1 支給認定の申請の手続き

- (1) 小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする申請者からの申請に基づき、支給認定を行うものとする。

なお、支給認定に係る小慢児童等が血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について（平成17年4月1日健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）の記の1に規定する対象疾病にかかっている小慢児童等をいう。以下同じ。）の場合には、自己負担上限月額は0円（「第11 自己負担上限月額」の12参照）とするが、このための申請手続きは特段要しない。

- (2) 支給認定を受けようとする申請者は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）（別紙様式第1号。以下「支給認定申請書」という。）に、次の①及び②の書類を添付の上、都道府県等に申請するものとする。

①指定医が作成した医療意見書

②支給認定に係る小慢児童等の属する支給認定世帯の所得の状況等が確認できる資料

（例）

- ・市町村民税の課税状況が確認できる資料
- ・被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）第14条に規定する支援給付をいう。）を受けている者であることが確認できる資料
- ・市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料

- (3) 医師が医療意見書の作成に日時を要する場合には、あらかじめ支給認定申請書だけでも受理する等申請者の不利にならないような措置を講じるものとする。

なお、この場合、医療意見書について支給認定申請書受理後速やかな提出を求めなければならない。

2 重症患者1区分の認定の申請の手続き

重症患者1区分の認定を受けようとする申請者又は受給者は、重症患者認定申請

書（別紙様式第2号）に、次の①又は②の書類を添付の上、都道府県等に申請するものとする。

① 支給認定を受けた月から12か月以内に、当該支給認定に係る小慢児童等が受けた小児慢性特定疾病医療支援につき医療費総額（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額）が5万円を超えた月が6回以上あることを確認できる資料

② 支給認定に係る小慢児童等が別表1「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」に適合していることを確認できる資料

（例）

- ・ 指定医が作成した医療意見書
- ・ 障害厚生年金等（厚生年金保険法（昭和29年法律115号）に基づく障害厚生年金、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害共済年金をいう。以下同じ。）の証書の写し
- ・ 身体障害者手帳の写し

3 重症患者2区分の認定の申請の手続き

重症患者2区分の認定を受けようとする申請者又は受給者は、重症患者認定申請書（別紙様式第2号）に、支給認定に係る小慢児童等が小児慢性特定疾患治療研究事業において重症患者の認定を受けていたことが確認できる資料（公簿等で確認できる場合は省略可）又は平成27年1月1日以後に新たに申請する場合（ただし、重症患者2区分の自己負担上限月額の有効期間は平成29年12月31日までであることに留意すること。）は、2の②の資料を添付の上、都道府県等に申請するものとする。

4 人工呼吸器等装着者区分の認定の申請の手続き

人工呼吸器等装着者区分の認定を受けようとする申請者又は受給者は、医師が診断書欄を記載した人工呼吸器等装着者申請書（別紙様式第3号）により都道府県等に申請するものとする。

なお、この人工呼吸器等装着者申請書を医療意見書の別紙とし、医療意見書と一連の書類とすることも差し支えない。

5 指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額の特例に該当する旨の申請の手続き

次の①又は②のいずれかに該当する場合は、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額の特例（「第 11 自己負担上限月額」の 11 参照）の対象となるので、申請者又は受給者は、支給認定申請書に、当該事実を確認できる資料を添付の上、都道府県等に申請するものとする。

①支給認定に係る小慢児童等が指定難病患者でもある場合

ただし、同一疾病により小児慢性特定疾病と難病の受給者証を保持している場合には、当該特例の対象とはならないことに留意すること。

②支給認定に係る小慢児童等と同一の医療保険に属する世帯に、他の支給認定に係る小慢児童等又は指定難病患者がいる場合

第 7 支給認定

1 支給認定

(1) 都道府県等は、申請者からの支給認定の申請を受理したときは、速やかに小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定をするものとする。

なお、支給認定をしないこととするときは、あらかじめ、法第 19 条の 4 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に審査を求めなければならないものとする（「第 15 審査会」参照）。

おって、支給認定をしないことと判断した場合は、当該申請者に対して、支給認定をしない旨の通知書を交付するものとする。

(2) 都道府県等は、支給認定をしたときは、速やかに、第 11 に基づき適用となる指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額を記載した受給者証を受給者に交付するものとする。

(3) 有効期間の始期は申請の受理日とし、終期は原則として受理日から 1 年以内とするものとする。

ただし、都道府県等においてやむを得ない事情があると認めるときは、1 年を超えて適切な期間を設定することもできる。

2 重症患者等区分の認定

(1) 都道府県等は、重症患者等区分（重症患者 1 区分、重症患者 2 区分及び人工呼

吸器等装着者区分をいう。以下同じ。)の認定の申請がある場合には、当該申請に係る小慢児童等が重症患者1、重症患者2又は人工呼吸器等装着者に該当するか否かを審査するものとする。

また、当該申請(重症患者1区分の「高額治療継続者」に係る申請を除く。)の審査に当たっては、必要に応じて審査会に意見を求め、当該申請に係る小慢児童等の病状を総合的に勘案の上、判定するものとする。

- (2) 重症患者等区分の認定の効力は、受給者証に記載された支給認定の有効期間内に限るものとする。従って、引き続き重症患者等区分の認定を受けようとする場合は、支給認定の更新にあわせて、改めて重症患者等区分の認定を受けなければならない。

第8 支給認定世帯

- 1 支給認定世帯については、6に掲げる特例に該当する場合を除き、支給認定に係る小慢児童等と同じ医療保険の被保険者をもって、当該小慢児童等の生計を維持するもの(医療費支給認定基準世帯員)として取り扱うものとする。
- 2 家族の実際の居住形態及び税制面での取扱いにかかわらず、6に掲げる特例に該当する場合を除き、医療保険の加入関係が異なる場合には別の支給認定世帯として取り扱うものとする。
- 3 申請者から支給認定の申請を受理した場合には、支給認定申請書のほか、申請者の氏名が被保険者本人又は被扶養者として記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など各種医療保険の加入関係を示すもの(以下「被保険者証等」という。)の写し及び当該申請に係る小慢児童等の氏名が記載されている被保険者証等の写しを提出させるものとする。あわせて、申請者及び申請に係る小慢児童等以外に支給認定世帯に属する者がいる場合には、当該者の氏名が記載された被保険者証等の写しも提出させるものとする。
- 4 支給認定の申請に係る小慢児童等が国民健康保険の被保険者である場合は、申請者の提出した被保険者証等の写しが支給認定世帯全員のものかどうか、申請者に住民票を提出させる等の方法によって確認するものとする。
- 5 市町村民税世帯非課税世帯の該当の有無の判断や市町村民税額(所得割)の支給認定世帯における合計額の算定は、支給認定の申請に係る小慢児童等が指定小児慢

性特定疾病医療支援を受ける日の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあっては、前年度）の課税状況を基準とすることが基本となる。なお、指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する月が4月から6月である場合であって、7月以降も支給認定の有効期間が継続するときには、7月に市町村民税世帯非課税世帯の該当の有無の判断や市町村民税額（所得割）の支給認定世帯における合計額の算定について再確認を行うことを必ずしも要さない。ただし、都道府県等の判断により再確認を行うことは差し支えない。

- 6 支給認定の申請に係る小慢児童等が国民健康保険に加入している場合であって、申請者が後期高齢者医療に加入している場合は、当該小慢児童等と申請者を同一の支給認定世帯とみなすものとする（「支給認定世帯」の範囲の特例）。
- 7 加入している医療保険が変更となった場合など支給認定世帯の状況が変化した場合は、受給者は、医療受給者証等記載事項変更届（別紙様式第5号。以下「記載事項変更届」という。）に、新たな被保険者証の写し等必要な書類を添付の上、速やかに都道府県等に届出するものとする。なお、支給認定世帯の状況の変化に伴い支給認定の変更の認定が必要な場合には、別途、支給認定の変更の申請が必要となる点に留意すること（「第9 支給認定の変更」参照）。

第9 支給認定の変更

- 1 受給者が支給認定の変更の申請を行うに当たっては、支給認定申請書に、変更のあった事項を記載し、変更の生じた理由を証明する書類及び受給者証を添付の上、都道府県等に申請するものとする。

なお、支給認定申請書及び受給者証の記載事項の変更のうち、支給認定申請書の提出を要するのは、①自己負担上限月額の変更（階層区分の変更並びに重症患者等区分及び按分特例（「第11 自己負担上限月額」の11参照）の適用により自己負担上限月額の変更を伴う場合に限る。）、②受療を希望する指定医療機関の変更若しくは追加、及び③支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更若しくは追加が必要な場合とし、これら以外の変更については、記載事項変更届による届出で行うものとする（「第10 支給認定の更新」参照）。

- 2 都道府県等は、1により階層区分の変更の必要があると判断した場合は、支給認

定の変更の申請を行った日の属する月の翌月の初日から新たな階層区分を適用するものとし、1の申請を行った受給者に対して、新たな階層区分と自己負担上限月額を記載した受給者証を交付するものとする。また、必要に応じ、新たな自己負担上限月額を記載した自己負担上限月額管理票（別紙様式第6号。以下「管理票」という。）を交付すること。

なお、階層区分の変更の必要がないと判断した場合は、1の申請を行った受給者に対して、支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書を交付するものとする。

- 3 都道府県等は、1により受療を希望する指定医療機関の変更又は追加の必要があると判断した場合は、支給認定の申請の認定を行った日以降、指定医療機関の変更又は追加を認めるものとし、1の申請を行った受給者に対して、新たな指定医療機関を記載した受給者証を交付するものとする。

なお、指定医療機関の変更又は追加の必要がないと判断した場合は、1の申請を行った受給者に対して、支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書を交付するものとする。

- 4 都道府県等は、1の支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更又は追加の申請があったときは、1の申請を行った受給者に対して、指定医が作成した医療意見書の提出を求めるものとする。都道府県等は、当該医療意見書に基づき小児慢性特定疾病医療支援の要否を判定し、支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更又は追加の必要があると判断した場合は、1の申請を行った受給者に対して、当該支給認定の変更の申請日に遡って小児慢性特定疾病医療費を支給するものとし、新たな小児慢性特定疾病の名称又は疾患群の名称又は疾患群番号を記載した受給者証を交付するものとする。

なお、支給認定にかかる小児慢性特定疾病の変更又は追加の必要がないと判断した場合は、1の申請を行った受給者に対して、支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書を交付するものとする。

おって、支給認定の変更の結果、支給認定に係る小児慢性特定疾病が増えたとしても、受給者証の発行は一枚とすること。

- 5 支給認定に係る小児慢性特定疾病等が治癒、死亡等の理由により小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなったとき、受給者が他の都道府県等に転出したとき、その他当該都道府県等において支給認定を行う理由がなくなったときは、都道府県等は、

受給者に対して、速やかに受給者証を返還するよう求めるなど適切に対応するものとする。

第10 支給認定の更新

受給者が、支給認定の有効期間の終了に際し支給認定の更新（以下「更新」という。）の申請を行うに当たっては、支給認定申請書に、指定医が作成した医療意見書、当該申請に係る小慢児童等の属する支給認定世帯全員の被保険者証等の写し及び当該支給認定世帯の所得の状況等が確認できる資料を添付の上、都道府県等に申請するものとする。

都道府県等は、申請のあった更新を認める場合は、当該申請を行った受給者に対して、更新後の新たな受給者証を交付するものとする。

ただし、申請のあった更新を認めないこととする場合は、必ず、あらかじめ審査会に更新の要否等についての審査を求めた上で、当該申請を行った受給者に対して、更新を認めない旨の通知書を交付するものとする。

第11 自己負担上限月額

- 1 支給認定に係る小慢児童等が指定医療機関で指定小児慢性特定疾病医療支援を受けた際に受給者が当該指定医療機関に支払う自己負担上限月額は、別表2「指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額」に定める額とするものとする。

なお、数字の小さい階層区分の自己負担上限月額から適用するものとする。

- 2 別表2における階層区分Ⅰに該当するのは、①支給認定世帯の世帯員が生活保護法の被保護者若しくは中国残留邦人等自立支援法による支援給付を受けている者（以下「支援給付受給者」という。）である場合、又は②生活保護法の要保護者（以下「要保護者」という。）若しくは中国残留邦人等自立支援法による支援給付を必要とする状態にある者（以下「要支援者」という。）であって、階層区分Ⅱ（低所得者Ⅰ）又は人工呼吸器等装着者区分の自己負担上限月額を適用したとしたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）又は支援給付を必要とする状態となる場合、とするものとする。

- 3 別表2における階層区分Ⅱ（低所得Ⅰ）に該当するのは、①支給認定世帯が市町村民税世帯非課税世帯（注1）であって、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が

80 万円以下である場合、又は②支給認定世帯の世帯員が要保護者若しくは要支援者であって、階層区分Ⅲ（低所得Ⅱ）の自己負担上限月額を適用したとしたならば保護又は支援給付を必要とする状態になる場合、とするものとする。

＜低所得Ⅰに該当するか否かを判断するための収入＞

・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）上の合計所得金額（注 2）

（合計所得金額が 0 円を下回る場合は、0 円とする。）

・ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の公的年金等の収入金額（注 3）

・ その他規則で定める給付（注 4）

（注 1）「市町村民税世帯非課税世帯」とは、支給認定世帯の世帯員が、支給認定に係る小慢児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する月が 4 月から 6 月である場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されていない者（均等割及び所得割双方が非課税）又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である支給認定世帯をいう。

（注 2）「合計所得金額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。ただし、所得税法第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同項に規定する雑所得の金額は、公的年金等控除額を 80 万円として算定した額とする。

（注 3）「公的年金等の収入金額」とは、所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。

（注 4）「その他規則で定める給付」とは、規則第 7 条の 5 各号に掲げる各給付の合計金額をいう。

4 別表 2 における階層区分Ⅲ（低所得者Ⅱ）に該当するのは、①支給認定世帯が市町村民税世帯非課税世帯である場合、又は②支給認定世帯の世帯員が要保護者若しくは要支援者であって階層区分Ⅳ（一般所得Ⅰ）の自己負担上限月額を適用したとしたならば保護又は支援給付を必要とする状態になる場合、とするものとする。

5 別表 2 における階層区分Ⅳ（一般所得Ⅰ）に該当するのは、支給認定世帯の世帯員のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている者の市町村民税額（所得割）の合計が 7 万 1 千円未満の場合とするものとする。

6 別表 2 における階層区分Ⅴ（一般所得Ⅱ）に該当するのは、支給認定世帯の世帯

員のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている者の市町村民税額（所得割）の合計が25万1千円未満の場合とするものとする。

7 別表2における階層区分Ⅵ（上位所得）に該当するのは、支給認定世帯の世帯員のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている者の市町村民税額（所得割）の合計が25万1千円以上の場合とするものとする。

8 別表2における重症患者1区分に該当するのは、支給認定世帯の小慢児童等が「重症患者1」に該当し、受給者が都道府県等から「重症患者1」区分の認定を受けた場合とするものとする。

9 別表2における重症患者2区分に該当するのは、支給認定世帯の小慢児童等が「重症患者2」に該当し、受給者が都道府県等から重症患者2区分の認定を受けた場合とするものとする。

10 別表2における人工呼吸器等装着者区分に該当するのは、支給認定世帯の小慢児童等が「人工呼吸器等装着者」に該当し、受給者が都道府県等から「人工呼吸器等装着者」区分の認定を受けた場合とするものとする。

11 支給認定に係る小慢児童等が指定難病患者でもある場合又は按分世帯内に他の支給認定に係る小慢児童等若しくは指定難病患者がいる場合には、上記2～10の区分に基づき適用されることとなる自己負担上限月額にかかわらず、当該自己負担上限月額に医療費支給認定保護者按分率（按分世帯における次の①及び②の額の合算額（※）で、次の①及び②のうち当該按分世帯における最も高い額を除いて得た率をいう。））を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とするものとする（自己負担上限月額の按分特例）。

① 受給者が属する階層区分の自己負担上限月額

② 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第1項に規定する負担上限月額

（注）按分世帯内に支給認定に係る小慢児童等及び指定難病患者が複数いる場合には、各々の①の自己負担上限月額及び②の負担上限月額を全て合算する。

12 血友病患者に係る支給認定の申請については、自己負担上限月額0円で支給認定するものとする。

13 災害等により、支給認定世帯における前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して自己負担上限月額に係る階層区分の見直し

を行うなど配慮するものとする。

第12 入院時食事療養費

入院時食事療養費については、別表2「指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額」の階層区分Ⅰに属する受給者、生活保護移行防止のため食事療養費減免措置を受けた受給者（以下「食事療養費減免者」という。）及び血友病患者に係る受給者の入院時の食事療養については、医療保険における入院時の食事療養に係る標準負担額と同額を小児慢性特定疾病医療費で支払い、受給者の自己負担額は0円とし、それ以外の受給者は、医療保険における入院時の食事療養に係る標準負担額の1/2の金額を自己負担するものとする。

ただし、既認定者の入院時の食事療養については、階層区分Ⅰに属する受給者等同様、平成29年12月31日までの間は、医療保険における入院時の食事療養に係る標準負担額と同額を小児慢性特定疾病医療費で支払い、受給者の自己負担額は0円とするものとする。

第13 自己負担上限月額管理

- 1 受給者が指定医療機関で支払う指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担額を管理するため、必要に応じて管理票を交付するものとする。
- 2 管理票の交付を受けた受給者は、指定医療機関で指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける際に受給者証とともに管理票を指定医療機関に提示するものとする。
- 3 管理票を提示された指定医療機関は、受給者から所定の自己負担額を徴収した際に、徴収した当該自己負担額及び当月中に当該受給者が指定小児慢性特定疾病医療支援について支払った自己負担の累積額及び医療費総額を管理票に記載するものとする。当該月の自己負担の累積額が当該受給者に適用された自己負担上限月額に達した場合は、管理票の所定欄にその旨を記載するものとする。

なお、入院時の食事療養に係る自己負担額については、自己負担上限額を管理する際の累積には含まれないこと留意すること。

- 4 受給者から、当該月の自己負担の累積額が自己負担上限月額に達した旨の記載のある管理票の提出を受けた指定医療機関は、当該月において自己負担を徴収しないものとする。

第 14 指定医療機関の窓口における自己負担額

受給者の自己負担については、その性質上、医療保険制度における一部負担金の一部であるから、健康保険法第 75 条に規定する一部負担金の端数処理の規定が適用され、指定医療機関における自己負担の徴収に当たっては、10 円未満の金額は、四捨五入して、自己負担を徴収するものとする。

第 15 審査会

- 1 都道府県等は、小児慢性特定疾病医療費の適正な支給認定を行うため、医学の専門家等から構成される審査会を設置するものとする。このために、都道府県等は、審査会の運営に当たり、それぞれ対象となる小慢児童等の人数等を勘案して必要な専門家等の確保に努めるものとする。

なお、①複数の都道府県等が合同して審査会を設置すること、②審査会を持ち回りで開催すること、としても差し支えない。

- 2 支給認定の申請の審査を行うため審査会で配布等する資料の取扱いには十分配慮するものとする。

なお、審査会の委員又は委員であった者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た指定医療機関の業務上の秘密又は小慢児童等をはじめとする個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が課されることにも留意すること。

第 16 その他

- 1 税金等未申告者の取扱い

非課税であることから税制上の申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない者については、原則として、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求め、その証明書を提出させるものとする。

なお、非課税であることが確認できなければ、階層区分を上位所得として取り扱うものとする。

- 2 指定医療機関

都道府県知事等は、指定医療機関について一覧を作成し、公示するものとする。

また、指定医療機関に異動（新規指定や廃止等）のあった場合には、異動のあつ

た指定医療機関の一覧を公示するとともに、当該指定医療機関所在地の社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に送付するものとする。

3 指定医療機関における診療報酬の請求及び支払

指定医療機関は、診療報酬の請求を行うに当たっては、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添付のうえ、当該指定医療機関所在地の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し行うものとする。

4 診療報酬の審査、決定及び支払

診療報酬の審査については「小児慢性特定疾病医療費の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金に委託する契約について」（雇児発 1118 第 4 号平成 26 年 11 月 18 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「小児慢性特定疾病の医療費の審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託する契約について」（雇児発 1118 第 5 号平成 26 年 11 月 18 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の定めるところによるものとする。

5 医療意見書

小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、小児慢性特定疾病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」の HP に掲載しているので、これを活用するものとする。

また、医療意見書の内容については、小児慢性特定疾病の治療研究の推進のためのデータベースに登録することとするため、小慢児童等のデータの登録について小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究利用についての同意書（別紙様式第 7 号）により小慢児童等の保護者の同意を得るようにするものとする。

なお、この同意の有無が支給認定の認否に影響を及ぼすものではないことに留意すること。

（参考）小児慢性特定疾病情報センター (<http://www.shouman.jp/>)

6 台帳

支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の台帳については、都道府県等において、次の①～⑫を必須項目とする小児慢性特定疾病医療費支給台帳を整備するものとする。

なお、都道府県等の判断で記載項目を追加することは差し支えない。

①負担者番号 ②受給者番号 ③保険区分 ④支給認定に係る小慢児童等の住所、

氏名、性別及び生年月日 ⑤受給者の住所、氏名及び支給認定に係る小慢児童等との続柄 ⑥受診指定医療機関 ⑦疾病名 ⑧疾患群 ⑨認定期間 ⑩入院・通院別実診療日数 ⑪転帰 ⑫自己負担上限月額

7 個人情報の取扱い

都道府県知事等は、小慢児童等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、知り得た事実の取扱いについて慎重に取り扱うよう配慮するとともに、特に個人情報（複数の情報を組み合わせることにより個人が特定され得る情報も含む。）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するものとする。また、関係者に対してもその旨指導するものとする。

8 各種様式

本実施通知に係る各種様式の例は別紙様式例のとおりとするが、これは参考様式とするものとする。

別表 1

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

- ① すべての疾病に関して、次に掲げる症状のうち、1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの、両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの、一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの（両下肢を足関節以上で欠くもの）
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記（眼及び聴器を除く）と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

- ② ①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器	気管切開管理又は挿管を行っているもの

疾患	
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	知能指数 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数は 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
皮膚疾患	発達・知能指数 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	上記の項目のいずれかに該当するもの

別表 2

指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額

階層区分			自己負担上限額（患者負担割合：2割、外来＋入院）					
			原則			既認定者【経過措置3年】		
			一般	重症患者 1 (※)	人工呼吸器等 装着者	一般	重症患者 2	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護等		0			0		
II	市町村民税 非課税	低所得Ⅰ (～80万円)	1,250		500	1,250	1,250	500
III		低所得Ⅱ (80万円超～)	2,500			2,500		
IV		一般所得Ⅰ (～市町村民税7.1万円未満)	5,000	2,500		2,500	2,500	
V	一般所得Ⅱ (～市町村民税25.1万円未満)	10,000	5,000	5,000				
VI	上位所得 (市町村民税25.1万円以上)	15,000	10,000	10,000				
入院時の食事療養費			1／2自己負担			自己負担なし		

※①高額治療継続者

(医療費総額が5万円／月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円／月）を超える月が年間6回以上ある場合)

②療養負担加重患者、のいずれかに該当。

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）

（※1）

受 診 者	ふりがな			性 別	男 ・ 女	歳	生 年 月 日	
	氏 名						平成	年
	ふりがな			電 話				
	住 所							
	加入医療保険	被 保 険 者 氏 名			受診者との続柄			
		保 険 種 別			被保険者証の 記 号 ・ 番 号			
		被 保 険 者 証 発 行 機 関 名						
所 在 地								
申 請 者	ふりがな			受診者との 関 係				
	氏 名							
	ふりがな			電話番号 (※2)				
	住 所 (※2)							
該当する階層区分	生活保護 ・ 低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般所得Ⅰ ・ 一般所得Ⅱ ・ 上位所得							
自己負担上限月額の特例 (該当するものに☑)	☐	人 工 呼 吸 器 等 装 着		☐	高 額 か つ 長 期			
	☐	世 帯 内 按 分 特 例		☐	重 症 患 者 認 定			
今回申請する受診者と同じ世帯（※3）内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助 成対象者（申請者）						有（氏名） ・ 無		
疾病名								
受診を希望する 指定医療機関 (薬局、訪問看護事業者等 を含む)	医 療 機 関 名				所 在 地 ・ 電 話 番 号			
受給者番号（※4）			今回申請する受診者が指定難病の医療費助 成対象者の場合（申請中含む）			有 ・ 無		
			指定難病の受給者番号					
上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。								
平成 年 月 日								
申請者氏名								
知事（市長） 殿								
印（※5）								

※1 新規・更新・変更のいずれかに○をする。

※2 受診者本人と異なる場合に記入。

※3 受診者と生計を一にする者とする。

※4 更新または変更の方のみ記入。

※5 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

[illegible]

重症患者認定申請書

疾病名			
障害等の状態	重症患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態 (該当欄に○を付して下さい)		
	該当対象部位		
	基準①		基準②
	眼		悪性新生物
	聴 器		慢性腎疾患群
	上肢		慢性呼吸器疾患群
	下肢		慢性心疾患群
	体幹・脊柱		先天性代謝異常
	肢体の機能		神経・筋疾患
			慢性消化器疾患群
			皮膚疾患群
			染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
添付する証明書類 (該当欄に○をつけてください。)		1. 小児慢性特定疾病医療意見書	2. 障害年金証明書の写
		3. 身体障害者手帳の写	4. その他
受給者番号 (新規申請の場合は不要)			
以上のとおり、重症患者の認定を申請します。 申請者住所 氏名 平成 年 月 日 知事 (市長) 殿 印			

(人工呼吸器等装着者申請書)

ふりがな			性別	1. 男 2. 女	生年月日	平成 年 月 日生 (満 歳)
氏名						
医療受給者証 に記載されて いる疾病名	人工呼吸器					
	体外式補助 人工心臓等					
以上のとおり、人工呼吸器等装着者の認定を申請します。 申請者住所 氏名 印 平成 年 月 日 知事（市長）殿						

(人工呼吸器等装着者証明書欄)

①人工呼吸器の使用について	
注1) 人工呼吸器の欄に疾病名を記入の場合は下記①・③に記入。体外式補助人工心臓等の欄に疾病名を記入の場合は下記②・③に記入。 注2) 人工呼吸器装着者とは、気管切開口を介した人工呼吸器を使用している者、鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器を使用している者をいう。 注3) 気管内挿管チューブを介した人工呼吸の場合、人工呼吸器の種類の欄は1に○をつけること。	
人工呼吸器装着の有無	人工呼吸器 1. あり (平成 年 月から) 2. なし
人工呼吸器の種類	1. 気管切開口を介した人工呼吸器 2. 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器
施行状況	1. 施行 2. 未施行
離脱の見込み	1. あり 2. なし
②体外式補助人工心臓等の使用について	
体外式補助人工心臓等の装着の有無	体外式補助人工心臓等 1. あり (平成 年 月から) 2. なし
体外式補助人工心臓等の装着の種類	
施行状況	1. 施行 2. 未施行
離脱の見込み	1. あり 2. なし
③生活状況等の評価について	
生活状況の評価	○食事 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助 ○更衣 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助 ○移乗(※)・屋内での移動 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助 ○屋外での移動 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助 ※移乗：ベッドから椅子、車椅子への移動 【評価基準】 1. 自立 補装具の使用の有無にかかわらず、通常の発達相当に実施できる 2. 部分解除 1. 自立と3. 全介助の間 3. 全介助 本人のみでは実施することが困難で、実施のためには全般に介助が必要な状態
医療機関名 医療機関所在地 電話番号 () 医師の氏名 印 記載年月日：平成 年 月 日	

※人工呼吸器、体外式補助人工心臓等の使用の必要性が認定されている疾病によって生じている場合に本診断書を提出してください。

小児慢性特定疾病医療受給者証									
公費負担者番号									
受給者番号									
受 診 者	ふりがな					性 別	生 年 月 日		
	氏 名					男 ・ 女	平 成 年 月 日		
	ふりがな								
	住 所								
	保険者								
	被保険者証の 記号及び番号					適用区分			
保 護 者	ふりがな					続 柄			
	氏 名								
	ふりがな								
	住 所					電話番号			
疾病名、疾患群名は疾患群番号									
指 定 医 療 機 関 名	病院・診療所			所在地			連絡先 診療科名		
	薬 局			所在地			連絡先 診療科名		
	訪問看護事業者等			所在地			連絡先 診療科名		
負 担	自己負担上限月額	月 額			円		階 層 区 分		
	人工呼吸器等装着	該 当 ・ 非 該 当			高額かつ長期		該 当 ・ 非 該 当		
					重症患者認定		該 当 ・ 非 該 当		
	同一世帯内にいる指定難病患者又は医療費支給認定にかか る小児慢性特定疾病児童等				有 ・ 無				
有 効 期 間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで							
上記のとおり認定する。 平成 年 月 日 知事（市町村長） 印									

注意事項

- 1 この証を交付された方は、小児慢性特定疾病について保険診療を受けた場合、表面に記載された額（自己負担上限月額）までを限度とする金額を医療機関に対して支払うこととなります。
- 2 対象となる医療は、支給認定の対象となった小児慢性特定疾病及び当該疾病に付随して発現する傷病に対する医療に限られています。
- 3 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証や組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出して下さい。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険又は受診している医療機関等に変更があったときは、〇〇日以内に、〇〇〇知事（市長）にその旨を届け出て下さい。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに〇〇〇知事（市長）に返還して下さい。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、〇〇〇知事（市長）にその旨を届け出て下さい。
- 7 この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期間内に所定の手続きを行って下さい。
- 8 その他小児慢性特定疾病の医療の受給に関しての問い合わせは、下記に連絡して下さい。

連絡先

〇〇〇都道府県〇〇部〇〇課〇〇係（TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
又は〇〇〇保健所（TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

指定医療機関に対するお願い

小児慢性特定疾病の対象療養に係る高額療養費の自己負担上限額については、入院療養に限り多数回該当が適用となる場合があります。指定医療機関におかれましては、当該制度における入院療養について、個人単位、医療機関単位で多数回該当の適用の有無について確認した上で診療報酬の請求をお願いします。

小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届										
受 診 者	ふりがな				性 別	男 ・ 女	年 齢	歳	生 年 月 日	
	氏 名								平 成 年 月 日	
	ふりがな									
	住 所									
保 護 者	ふりがな				受診者との 関係					
	氏 名									
	ふりがな									
	住 所 (児童と異なる場合に記入)									
受 給 者 番 号										
変 更 の あ る 事 項 に ☑	事 項		変 更 前			変 更 後				
	☐	児童に関する事項 (氏名・性別・住所・生年月日等)								
	☐	保護者に関する事項 (氏名・住所・電話番号等)								
	☐	被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名・保険者所在地・受診者と同一の加入者等)								
	☐	医療保険の適用区分								
	☐	その他の事項								
備 考										
私は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書及び小児慢性特定疾病医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。 届出者氏名 平成 年 月 日 印 ○○○○都道府県知事（市長） 殿										

※1 届出者氏名については、記名押印又は白筆による署名のいずれかとすること。

※2 指定医療機関、自己負担上限額（所得区分・人工呼吸器装着・高額かつ長期・重症患者認定（※3））及び疾病名の変更については、支給認定の変更を行うため、支給認定申請書（変更）に記載し申請すること。

別紙様式第6号

小児慢性特定疾病医療費

平成 年 月分自己負担上限額管理票

受診者		受給者番号	
-----	--	-------	--

月額自己負担上限額 _____ 円

日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担の累積額 (月額)	徴収印
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。

日付	指定医療機関名	確認印
月 日		

別紙様式第7号

小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における 医療意見書の研究利用についての同意書

厚生労働大臣 殿

私は、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の申請に当たり、提出した医療意見書データが小児慢性特定疾病等の治療研究等、慢性疾病にかかっている児童等の健全育成に資する調査及び研究を推進するための基礎資料として、研究に利用されることに同意します。

平成 年 月 日

住 所
患者氏名
申請者署名

<研究利用についてのご説明>

小児慢性特定疾病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施を目指し、当該疾病の程度が一定以上である者の保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給しています。この制度の利用を申請していただく際に提出して頂く「医療意見書」は、この事業の対象となるか否かの審査に用いられると同時に、データベース化して本事業の利用者数の把握等を行い、研究を推進することとしております。

小児慢性特定疾病の児童等の健全育成に資する調査及び研究を推進するための基礎資料として、医療意見書のデータを研究へ利用させて頂きたく同意をお願いしております。本紙をお読み頂き、研究利用に同意頂けるようでしたら、上記にご署名頂き、医療意見書と共に申請先の都道府県、指定都市又は中核市（以下、「都道府県等」という。）へ提出してください。

なお、同意については任意であり、同意されない場合についても医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。

○個人情報保護について：

患者さんの氏名や住所といった個人情報は申請書を提出した都道府県等が管理し、研究には利用しません。研究では、受給者番号等によって患者さんの経過（どのような治療を受けて、どうなったか等）を把握することはありませんが、患者さんを特定できないように匿名化しています。研究の成果は公表しますが、その際個人が特定されることはありません。

データベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。

○研究利用等についての問合せ先：

ポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」(<http://shouman.jp>)に研究利用等についての情報をこれから随時掲載していく予定でありますのでご覧ください。ご不明な点は以下にお問合せください。（ポータルサイトは平成27年1月の新たな制度施行に向けて新規に立ち上げる予定です。）

- ・申請した、都道府県等の連絡先 Tel:
- ・独立行政法人国立成育医療研究センター小児慢性特定疾病情報センター
Tel: 03-3416-0181（代表）